

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第六編 朝鮮民族独立運動

第三章 祖国光復会の結成——十大綱領

第三節 小部隊活動への転換

日本帝国主義はドイツ、イタリアと軍事同盟を結び、太平洋戦争への戦争拡大はもう時間の問題であった。日帝の「兵站基地」としての朝鮮において人的・物的略奪は極度に強化（一九四〇年頃までに軍事工場労働者約一〇〇万人。志願兵の名目で徴兵された学生八万四〇〇〇余名、強制供出制度一九三九年実施——、国防献金、軍事施設への農耕地の強制収容など）され、残虐な弾圧がおこなわれた。ストライキや怠業もただちに検挙投獄の対象となり、過去反日運動に参加したことのある人は無条件で投獄され、虐殺までおこなわれた。朝鮮人民革命軍の反日運動にたいしては数十万の関東軍を動員して経済的封鎖・焦土化戦術をもって包囲攻撃を加える一方、人民と隔離させるため、反共、その他の謀略宣伝を強化し、「皇国臣民」化を強要するなどあらゆる手段をもちいた。当面の日本陸軍の主力関東軍との闘争は冒険的であるばかりではなく、近づく解放の日を有利に迎えるため、革命勢力を保存発展させることが新しい情勢のもとでの重要な問題であった。

一九四〇年八月におこなわれた敦化県の小暗爾〔パ〕嶺会議において、金日成の提議により朝鮮人民革命軍は小部隊と小組に改編して朝鮮と「満洲」の広大な地域の人民大衆に潜入し、反日革命団体を復活拡大させる地下闘争への転換を決定した。一九四一年から小部隊活動は開始され、また日本帝国主義との最後の勝利戦と解放後にそなえて、軍事的・政治的に有能な幹部を養成するために、多数の革命軍がソ連に派遣された。他方多くの小部隊と小組は遠く釜山、仁川地方まで厳重な警戒網をくぐりぬけて各地にひろがり、日本軍駐屯地の襲撃、軍用列車の奇襲・転覆、道路・橋梁の破壊などをおこない、また反日反戦、徴兵制度反対、反逆者の処断などの活動を展開しながら革命団体を復活拡大し、反日闘争に人民を決起させるつぎのような呼びかけを行なった。

同胞の皆さん！ この真暗い中をふみわけて苦痛からぬけ出るには、祖国光復を求める人民解放の道においてはじめて解決されるであろう。まさにいまこそわが朝鮮の解放を決定する時がきた……強盗日本帝国主義の侵略を崩壊させることはわが朝鮮人民の祖国光復と民族解放の前提となる……遊撃隊を賛助し……各地で祖国光復会を組織し……たちあがって強盗日本帝国主義を打倒してわが朝鮮民族の生存のために最後の出路をきり拓かねばならない。」（一九四〇年七月七日祖国光復会の檄文「朝鮮人民に告げる書」、*「朝鮮近代革命運動史」*日本語版四六二ページによる）。

小組は解放日を迎えるまで危険をおかしながら十数回にわたり朝鮮内に潜入して、日本軍の配置動向を偵察する一方、労働者、農民青年学生に反日反戦闘争を扇動し、祖国光復会の旗のもとに結集させる活動で人民大衆から支持と信頼を受けており、日本側の資料によっても一九四二年に地下政治団体が一八三団体あったとされている。反日気運が高揚している時に、地方別割当により強制徴集された労働者は朝鮮のみならず日本の各地に送られ、炭鉱・軍需施設などで苛酷な強制労働を強要されていたが、労働者の逃亡はたえず、一九四三年興南本宮工場における官幹旋労働者は赴任して一ヵ月間にその半数が、二ヵ月後には八割が逃亡した（*「危機における日本資本主義の構造」*井上、宇佐美共著九〇ページ参照）。同年上半期だけでも三〇余万名が日本に強制徴用さ

れ、そのうち一一万名が逃亡し、朝鮮でもっとも主要な軍港鎮海港の日本海軍内の朝鮮人兵士が結束して反日反戦の武装蜂起をおこなおうとし、あるいは一九四四年咸興刑務所の爆破焼却と集団脱走など広範囲かつ強力な反日・反戦闘争が展開された結果、関東軍を「討伐戦」に固着させ、多角的な攪乱戦は敵に大きな損失をあたえた。いかなる弾圧にも屈せず進められた反日闘争は日本帝国主義の崩壊を促進させ、朝鮮民族解放を主動的にむかえるための一四年間の不屈なたたかいは、一九四五年八月一五日にその勝利の日を迎えた。

附録

祖国光復会十大綱領

一、朝鮮民族を総動員して広範囲な反日統一戦線を実現することにより、強盗日本帝国主義の統治を転覆し、真の朝鮮人民政府を樹立すること。

二、朝中両民族の緊密な関係をもって日本およびその手先「満洲国」を転覆し、中国人民が自ら選挙した革命政府を創設して、中国の領土内に居住する朝鮮人の真の自治を実行すること。

三、日本の軍隊、憲兵、警察およびその手先の武装を解除して、朝鮮の独立のために真にたたかいうる革命軍隊を組織すること。

四、日本国家および日本人所有のすべての企業所、鉄道、銀行、船舶、農場、水利機関および売国的親日分子のすべての財産と土地を没収して、独立運動の経費に当て、その一部分をもって貧困な人民を救済すること。

五、日本およびその手先どもの人民に対する債権、各種の税金、専売制度をなくし、大衆生活を改善し、民族の工、農、商業の障害を取除き、これを発展させること。

六、言論、出版、集会、結社の自由をたたかとり、日本帝国主義の恐怖政策の実現と封建思想の奨励に反対し、すべての政治犯を釈放すること。

七、両班、常民、その他の不平等を排除し、男女、民族、宗教などの差別のない人倫的平等と婦人の社会的地位をたかめ、女性の人格を尊重すること。

八、奴隷労働と奴隷教育の撤廃、強制的な軍事服務および青少年に対する軍事教育に反対し、民族の言葉と文字をもって教育し、義務的な免費教育を実施すること。

九、八時間労働制の実施、労働条件の改善、賃銀の引上げ、労働法案の確立、国家機関が各種労働者の保険法を実施し、失業している勤労大衆を救済すること。

十、朝鮮民族に対し、平等な立場で接する民族および国家と緊密に提携し、わが民族解放運動に善意と中立をしめす国および民族と同志的親善を維持すること。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

